

令和元年

(案)

資料1

秋の全国交通安全運動

令和元年9月21日(土)～9月30日(月)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

第7回東京都交通安全ポスターコンクール(令和元年度実施)
知事賞 港区立白金の丘小学校4年 江澤 栞怜(えざわ しさと)さんの作品



東京都／首都交通対策協議会

東京都から高齢ドライバーのみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。都内では、高齢者が交通事故の当事者となることが多く、特に高齢ドライバーが起こす事故の防止対策は、都の重要課題となっています。運転される方には、体調の優れない時には運転を控えるとともに、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」の利用もお勧めします。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、一度都内の警察署に相談してみましょう。運転免許の自主返納などの確なアドバイスがもらえると思います。悲惨な交通事故を無くして、世界一の交通安全都市TOKYOを、一緒に実現していきましょう。



東京都知事
小池百合子

運転免許返納後の支援を拡充しています。



運転免許を自主返納された方は、その日から5年以内であれば運転経歴証明書を申請することができます。65歳以上の高齢者の方は、運転経歴証明書を高齢者運転免許自主返納サポート協議会に加盟している施設などでご提示いただくと、様々な特典が得られます。東京都では、今後も特典の拡充を図り、運転免許を返納した後も生活が不便にならないよう取組んでまいります。

セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）がお勧めです。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢ドライバーに推奨する自動車です。このような先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立つものです。ぜひご利用を検討ください。

自動ブレーキ ぶつからない技術



> 危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。

ペダル踏み間違い時加速抑制装置 飛び出さない技術



> 駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。

車線逸脱警報 はみ出さない技術



> 車線を検知して、はみ出しを警報。

先進ライト ヘッドライト自動切り替え技術



> ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。

人にやさしい運転を心がけましょう！

✓ 横断歩道では歩行者優先です。

横断歩道等を渡ろうとしている歩行者等がいる時は、必ず譲ってください。そのため、横断歩道に差し掛かる時は、いつでも止まれるように、安全なスピードで走行することが重要です。



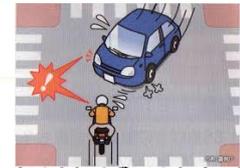
※ひし型の指示標示

この標示の先には「横断歩道」または「自転車横断帯」があります。歩行者等がいるかもしれませんので注意してください。

基本的なこと忘れていませんか？

交差点を右折するときは、直進車・左折車が優先です。

道路交通法第37条（以下、「法」といいます。）には、「車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点を直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならない」と規定されています。先を急ぐ場合でも、対向から車が来ているかをしっかり確認して、安全を確認してから右折してください。

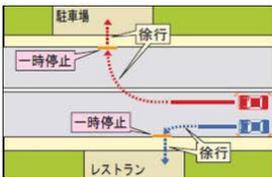


歩行者の側方通過時は、安全な間隔をとり、徐行しなければいけません。

法第18条には、「…歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない」と規定されています。自動車が接近していることに気付いていない歩行者もいることも考えられますので、歩行者の動きをよく確認して通行してください。

歩道・路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません。

法第17条には、「車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない…」と規定されています。前方に右折する車がある場合など、路側帯に車体を取り入れてしまいがちですが、路側帯は歩行者等が安全に通行するための場所ですので、先を急いでいても、車道上の進路が空いてからを通行してください。



路外施設に入るため歩道を横切るときは、必ず一時停止しなければいけません。

法第17条第2項には、「車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません」と規定されています。歩道を横切って駐車場などの路外施設に入る場合には、確実に一時停止してください。

車両等は、夜間道路を通行するときは、前照灯等をつけなければいけません。

法第52条には、夜間（日没時から日出時までの時間）、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならないとされています。無灯火のままだと相手からの発見が遅れたり、停車していることに気付くのが遅れる原因となり、事故を誘発する可能性がありますので、夜間は灯火類が点灯しているか確認してください。



歩行者も交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止 場所での道路横断はやめましょう。また「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげから飛び出す」なども危険な行動です。絶対にやめましょう。



「ながらスマホ」はやめましょう！

✓ 無防備な状態になります

視野が狭くなることで無防備な状態になります。スマートフォンの操作に夢中になるあまり、人や物にぶつかるおそれがあるばかりでなく、とっさの反応が遅れ、予想外の怪我につながる可能性があります。



令和元年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる 6項目です。

重点 ① 子供と高齢者の安全な通行の確保

▶ 保護者の方へ

子供の交通事故は、14時～18時の時間帯に多く発生しています。信号が青でも、左右の安全を確かめさせましょう。また、飛び出しや路上遊戯の危険性を具体的に教えるとともに、正しいルールについて大人が手本を示しましょう。

▶ 高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割を占め、そのうちの約5割は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。



重点 ② 高齢運転者の交通事故防止

▶ 高齢ドライバーの方へ

体調の優れない時は運転を控えるなど、安全運転に心がけましょう。また、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。運転経歴証明書の交付を受けると様々な特典が受けられます。



重点 ③ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時や夜間は、相手側に自分の位置を知らせることで、交通事故を防ぐことができます。

自転車のライトの点灯や反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」し、交通事故を防ぎましょう。

自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。また、交通事故に備えて保険に加入しましょう。



重点 ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは、すべての座席で、必ず正しく着用しましょう。

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外放出や前席同乗者への加害の危険性があります。

6歳未満の子供はチャイルドシートの使用が義務づけられています。



重点 ⑤ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。

また、飲酒運転のおそれのある人に対する車両等や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。自転車も飲酒運転禁止の対象です。

※ハンドルキーパー運動

車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。



ハンドルキーパー

重点 ⑥ 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかり行いましょう。

カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

ヘルメットのおごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。



東京都都民安全推進本部 交通安全課

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/>

令和元年9月発行 登録番号()
令和元年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5321-1111(内線21-797)



石油汚染剤を含まないインキを使用しています。